

第5次第2回 国分寺市被害救済委員会
議事録 概要

国分寺市 経済課

国分寺市被害救済委員会（敬称略）

<出席委員>

会長 村 千鶴子 東京経済大学教授，弁護士

副会長 渡邊 知行 成蹊大学教授

佐野 大和 弁護士

小野 誠司 司法書士

星野 貴志 司法書士

<欠席>

野村 武司 東京経済大学教授，弁護士

オブザーバー

国分寺市消費生活相談員

事務局 国分寺市 市民生活部 経済課

経済課長 飯塚 達儀

消費生活・就労支援担当係長 石川 美幸

経済振興係 岸 和也

第5次第2回 国分寺市被害救済委員会

日時 令和5年8月3日（水）午後2時

場所 国分寺市役所 プレハブ会議室第1

- 1 開会
- 2 諮問第1号 国分寺市消費生活条例第13条（基準の設定及び告示）第1項に規定する不適正な取引行為の基準に関する事項の見直しについて

【配布資料】

- 資料5-1-1 第5次国分寺市被害救済委員会委員名簿（前回資料1-1）
- 資料5-1-2 国分寺市消費生活条例（前回資料1-2）
- 資料5-1-3 国分寺市消費生活条例 逐条解説（前回資料1-3）
- 資料5-1-4 国分寺市消費生活条例施行規則（前回資料1-4）
- 資料5-1-5 不適正な取引行為の基準（前回資料1-5）
- 資料5-2-1 東京都消費生活条例施行規則の改正について（都資料）
- 資料5-2-2 消費者契約法改正と概要1
- 資料5-2-3 消費者契約法改正1（消費者庁資料）
- 資料5-2-4 法改正と不適正基準の対比（消費者契約法①）
- 資料5-2-5 消費者契約法の改正と概要2
- 資料5-2-6 消費者契約法改正2（消費者庁資料）
- 資料5-2-7 法改正と不適正基準の対比（消費者契約法②）

- 資料5-2-8 特定商取引法の改正と概要
- 資料5-2-9 特定商取引法改正（消費者庁資料）
- 資料5-2-10 法改正と不公正基準の対比（特定商取引法）
- 資料5-2-11 今後のスケジュールについて

第2回 国分寺市被害救済委員会

日時：令和5年8月3日（木）午後2時

場所：国分寺市役所 プレハブ会議室第一

事務局

これより、第5次第2回国分寺市被害救済委員会を開会いたします。

本日は、6名の委員のうち、野村委員がいらしていませんが、欠席の御連絡はなく遅参と思われますので全員出席とさせていただきます、国分寺市消費生活条例第19条第2項に基づき、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここからの進行を会長にお願いいたします。

会長

会長を務めさせていただきます、村です。よろしくお願いたします。

それでは、第5次第2回の国分寺市被害救済委員会を進行してまいります。本日の議論に入る前に、事務局で資料の確認をお願いします。

事務局

配布資料をお手元に御用意ください。

資料5-1-1 第5次国分寺市被害救済委員会委員名簿（前回資料1-1）

資料5-1-2 国分寺市消費生活条例（前回資料1-2）

資料5-1-3 国分寺市消費生活条例 逐条解説（前回資料1-3）

資料5-1-4 国分寺市消費生活条例施行規則（前回資料1-4）

- 資料5-1-5 不適正な取引行為の基準（前回資料1-5）
- 資料5-2-1 東京都消費生活条例施行規則の改正について（都資料）
- 資料5-2-2 消費者契約法改正と概要1
- 資料5-2-3 消費者契約法改正1（消費者庁資料）
- 資料5-2-4 法改正と不適正基準の対比（消費者契約法①）
- 資料5-2-5 消費者契約法の改正と概要2
- 資料5-2-6 消費者契約法改正2（消費者庁資料）
- 資料5-2-7 法改正と不適正基準の対比（消費者契約法②）
- 資料5-2-8 特定商取引法の改正と概要
- 資料5-2-9 特定商取引法改正（消費者庁資料）
- 資料5-2-10 法改正と不適正基準の対比（特定商取引法）
- 資料5-2-11 今後のスケジュールについて

以上となります。

会長

それでは前回に続き、市が定めている「不適正な取引行為の基準」の見直しについて議論していきます。

この「不適正な取引行為の基準」は消費生活条例第12条・第13条に基づき具体的な基準を定めたものです。前回の被害救済委員会では、消費者保護に関連する法改正に伴い、市で定めている「不適正な取引行為の基準」についても見直しが必要かどうか、もし見直すとすればどのように改正するか、本日の委員会までに皆様に御検討いただくことで閉会しました。

本日は、その御意見をいただくに当たり、第1回の被害救済委員会で行われた諮問について、改めて事務局より簡単に説明をお願いします。

事務局

諮問について説明。

会長

では、審議に当たり国分寺市が定めている「不適正な取引行為の基準」と令和3年と令和4年の法改正との関連をまとめた資料を配布していますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料について説明。

消費者契約法・特定商取引法の改正・新設を踏まえ、不適正基準の見直しについて御意見をいただきたいと考えています。よろしくお願いたします。

会長

不適正基準の修正を検討する際は、事務局が作成した「法改正と不適正基準の対比表」を御覧ください。

令和3年12月の消費者契約法の改正は、沈静化してきたというのが一般的な認識だと思われていた「靈感商法被害」が、令和3年7月の社会的に大きな事件を機に、報道されることなく深刻な状況を知らされていなかったことが表面化したことで検討が始まりました。

政治家との関係も社会問題化したことによって消費者庁にも検討会が設置されましたが、時間が限定的であったため、最小限の法改正となりました。

た。

法改正前、契約の取消権の範囲は、契約当事者である「本人の」生命、身体、財産その他の重要な事項が対象でしたが、改正後は「本人とその親族の」生命等まで対象を拡大しました。私は従来から親族の生命等は「その他重要な事項」に当然に含まれると考えていて、本人の不幸より親族の不幸の方が不幸であるという解釈をしていたため、改正前と後で解釈は大きく変わらない印象でした。

しかし、靈感商法の事件を専門的に扱う先生に話を伺うと、今回の改正を前向きに捉えていました。というのも、裁判においては条文上「本人の」不幸に限定されていることが最初の争点となってしまう、裁判官の考え方も様々であるため時間がかかることや、原告が説明責任を負うリスクも考える必要がありました。

つまり今回の改正は、本人に限定されない旨が明記されたことで争点を省略できることをメリットと評価しているということです。なお、同様に、②の「不安をあおること」や③の「不安を抱えていること」についても、将来だけでなく「現在」生じている不安に付け込む部分を争点としないことを目的として明記されました。

続いて、特定商取引法に関して、資料5-2-8を御覧ください。2の1. 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策について補足します。ここではスマートフォンを利用したネット通販の対策に関連する法改正が中心です。従来から、消費者が申込フォームに入力したら、申込を送信する前に申込内容を容易に確認・訂正できる画面を用意しなければならない、という規制自体は存在していましたが、定期購入などに関するトラブルを抑止

する効果がありませんでした。

そこで、申込内容を入力後、送信ボタンを押す前の画面を「特定申込画面」という新しい概念として作り、ここに一定の重要事項を表示することを義務付けました。また、記載義務があるのに記載していない場合や、記載はあるが虚偽・誇大な表示や、定期購入ではないなど消費者に誤認させる表示に対して行政処分の対象とし、あわせて罰則を設けました。さらに、消費者がこの表示によって誤認して申込みをした場合は申込みの取消しを認める制度が創設されました。

また、契約上は返品・解除制度があると謳っていても、事業者が返品・解除を妨害する被害事例が多くあります。そこで、これを禁止することが明文化されました。

以上で説明と補足を終わりにします。

委員

資料5-2-5 霊感商法に関して、例えば「魂を浄化しないとあなたの先祖が苦しむ」等の事例における「先祖」も親族に含まれるという理解となるのでしょうか。

会長

「その他の重要な事項」に含まれると考えられます。

委員

会長のおっしゃったとおり、この改正は適用対象を限定するものではなく、拡大することを明確にする性質がありますね。

会長

一見すると分かりにくいですが、改正経緯を知ると解釈できると思います。

では、ここからは事務局が整理した資料を基に、このままでよいのか、修正すべきかを考えてまいります。

都でも、不適正基準が定められている施行規則が改正されました。国分寺市の不適正基準と都の不適正基準を比較すると、都の不適正基準はより具体的な類型が規定されています。

都の条例施行規則で整備を行うこととされた部分は3点です。

1点目は、第5条の3第3号、特商法施行規則の改正に伴い、これを引用している部分の整備。

2点目は、同施行規則第8条第8号「契約の目的物の瑕疵」は、民法において改正された「契約不適合」と同等であるところ、この「契約不適合」が債務不履行の一態様として整理されたため、これに対応する箇所の整備。

3点目は、同施行規則第11条「書面」が「書面又は電磁的記録」に改正されたため、これに対応する箇所の整備です。

委員

国分寺市の不適正基準においても、都の不適正基準の改正と同様の箇所がありますので、3点確認させてください。

1点目は、不適正基準第2（3）で「特商法規則第16条（通信販売における禁止行為）」と規定されていますが、現行法では「特商法規則第42条

第1項」に規定されているため、その変更の要否。

2点目は、不適正基準第5（8）で「瑕疵」という文言が使用されているため、「契約不適合」への変更の要否。

3点目は、第8（2）では「書面によらないことを理由として」と規定されているため、「書面又は電磁的記録によらないことを理由として」への変更の要否です。

会長

東京都の不適正基準に準拠すれば、いずれも修正が必要になりますね。

委員

加えて、消費者契約法の改正を踏まえると、靈感商法に関する不適正基準第4（8）では、対象を「消費者の不幸」とされているところ、「消費者又はその親族」などの記載に修正する必要があると考えます。

また、「不安を殊更にあおる」という箇所においても、あおることの他にも「不安を抱いていることに乗じて」などの文言を追加する必要があると考えます。

委員

消費者の後に「等」を入れたほうがよいか、については、不適正基準第6（1）において、消費者又はその保証人等法律上支払い義務のある者を「消費者等」と定義しています。したがって、「消費者等」を使うことはできないので「消費者又はその親族等」という修正がよいと考えます。

副会長

「消費者又はその親族」で止めてしまうと，文言どおりこれに限定されてしまう可能性がありますね。

委員

法文では「等」が入っていませんが，内縁関係にある場合などに対応できるよう「消費者又はその親族等」と記載した方が，市として対応しやすいのではないのでしょうか。

会長

では，不適正基準第4（8）前段の「消費者の不幸を」と「消費者の健康又は」にある消費者の文言は，二度連続してしまいましたが，「消費者等」という文言を使うことができないため，いずれも「消費者又はその親族等」に修正する必要があるとして，会の意見としたいと考えます。

次に「不安を殊更にあおる」の部分についてはいかがでしょうか。

委員

生活上の不安を「抱いていることに乗じて」という記載を追加することがよいものと考えます。

会長

生活上の不安を「抱いていることに乗じて，又はその不安を殊更にあおる」という記載とし，後段は残すということにしましょう。

委員

別の論点になりますが，市不適正基準では「将来の生計」と規定されています。消費者契約法の改正で，現在の不利益についてあえて文言を追加したことを踏まえると，市不適正基準にある「将来」は削除してもよいのではないのでしょうか。

副会長

「将来」の文言によって対象範囲が限定されてしまう，ということですね。

会長

では，市不適正基準第4（8）は，「消費者又はその親族等の不幸を予言し，消費者又はその親族等の健康又は生計，願望の実現，老後の不安その他の生活上の不安を抱いていることに乗じて，又はその不安を殊更にあおる等，消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること」として意見をまとめたいと思います。

その他，御意見ありますか。

委員

資料5－2－4 市不適正基準第4（2）は「消費者の住居等において商品又はサービスの販売を一方的に行って，正常な判断ができない状態に陥らせ，契約の締結を勧誘」することは不適正である，と定めています。

ここでいう「住居等」には、催眠商法などによって人を集めるような場所も消費者契約法第4条第3項第3号の「退去困難な場所」に含まれるのでしょうか。

会長

市不適正基準第4（2）の「住居等」は、消費者の住居や勤務先を想定しています。まず、消費者契約法第4条第3項第1号及び第2号では、自宅又は勤務先の事務所において勧誘を受けた際に「事業者に退去すべき旨」又は消費者が「勧誘された場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず」と定めており、消費者自ら意思表示をしていることが前提です。

しかし、第3号では「帰りたい」と言えない又はこれを言いづらい消費者の心理を前提としています。例えば、工場見学つきバスツアーなどで郊外の工場へ連れて行き、「商品を買わないと帰りのバスに乗せない」などと言って、消費者が「帰りたい」と言えない状態に置かれた場所を「退去困難な場所」としています。

したがって、第3号にいう「退去困難な場所」は市不適正基準第4（2）の「住居等」には該当しないと考えられます。

なお、市不適正基準第4（1）では場所を限定していません。

副会長

確かに、消費者契約法なども事件が社会問題化するたびに修正が加えられていきますね。デパート商法や靈感商法に関してもそうですが、事件が起きるたびに修正が行われています。

市不適正基準第4（1）にある「威迫」の文言は必要でしょうか。

委員

確かに、消費者契約法第4条第3項柱書では「威迫」という文言が使用されておらず「困惑」だけになっています。消費者契約法第4条第3項3号・4号新設及び第9号改正を踏まえると「威迫」という文言がなくても、不適正基準としての効力はあるようにも考えられます。

会長

御指摘の主旨は大変よく分かります。一方で、不適正基準の「威迫して困惑させ」という文言は、市消費生活条例第12条第4号「消費者を威迫して困惑させ」という条文を前提に定めているため、不適正基準には「威迫」を残しておくことが必要であると考えます。

もし、消費者契約法を前提に適用範囲の解釈を広げるとしたら「威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で」という部分に「個々の脆弱性につけ込み」、あるいは「状況を濫用して」などの文言を追加するのはいかがでしょうか。

つまり「威迫して困惑させ、又は当該消費者の脆弱性に乘じて状況を濫用し、迷惑を覚えさせるような方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること」とすれば、法改正と市消費生活条例との主旨を基にした不適正基準になるように考えます。

また、消費者契約法第4条第3項の新設第4号の例としては、消費者が契約締結を迷っているため相談の電話やメールをして相談したいと求めているにもかかわらず、これを妨害することなどを禁止しています。同じく

改正第9号では、例えば、側溝の清掃が必要かどうか下見に来た段階で清掃を完了させてしまい、清掃前への原状回復を著しく困難な状況にして契約を迫ることを禁止しています。

したがって、消費者の置かれた「状況の濫用」を禁止することを不適正基準に盛り込むことで、消費者契約法の新設・改正部分をカバーできるものと考えます。

副会長

今後このような事例が増えていく可能性を視野に入れるとすれば「状況の濫用」という文言は必要であるように思います。

会長

その他、御意見いかがでしょうか。

委員

消費者契約法第9条の解約料説明の努力義務に関しては、市不適正基準に盛り込むべきところがありますか。

会長

この新設規定は、損害賠償の額の予定、又は違約金の算定根拠の概要を消費者に対して説明することを努力義務としたものです。説明することが法的義務であれば、違反することを不適正とすべきですが、努力義務であることを考えると不適正基準にはなじまないように感じられます。

副会長

市不適正基準第5（2）では「消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること」を禁止しています。これに対し、消費者契約法第8条第3項が新設され、事業者の免責の範囲が不明確な条項は無効とされました。

この、市不適正基準第5（2）でいうところの「不当に」という表現については、どのような場合に免責されるかが不明確であることも「不当」に該当するものとして禁止していると考えてよろしいでしょうか。

会長

従来から、不当な条項を無効とすることに関しては市消費生活条例第12条に該当の規定がありません。もし、このような場合に適用される条文があるとするれば、同条例第12条第5号の「不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること」に含まれると考えられます。

副会長

現行の条例等で新設された部分にも対応できるということですね。

会長

最後に、相談業務を行う上で消費生活相談員に現場の意見として伺います。消費生活相談室に寄せられる相談の中で、不適正基準に該当するため被害救済委員会に付託し、対策を採ったことは過去に例がないのですが、通常業務ではどのように対応されていますか。

消費生活相談員

最近は、鍵開けなどのレスキューに関する相談が多く入ります。その際、クーリング・オフを主張しても受け入れない事業者の場合は、都又は国民生活センターへの助言を求め、解決に向け尽くしています。

会長

今、御指摘のクーリング・オフに関しては、市の不適正基準があります。もし、対応に困るような案件があった場合は、どのように考えたらよいかを議論する場として被害救済委員会を活用してください。

では、次回は答申のたたき台をまとめることとなりますが、予定を事務局よりお知らせください。

事務局

次回の予定について説明。

会長

本日いただいた意見は事務局で取りまとめ、メールで各委員に展開します。

委員の皆様は受領した資料を御確認いただき、10月2日までに事務局まで御意見を返答してください。これを再度、事務局で集約したものを次回の被害救済委員会で議論したいと思います。

それでは、本日予定されていた議事はこれで終了となりますので、第5次第2回被害救済委員会を閉会いたします。 以上